



平成30年3月28日

各 位

会 社 名 日本道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 久松 博三
(コード番号：1884 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部総務部長
高橋 正人
(TEL. 03-3571-4891)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事に関し、公正取引委員会から独占禁止法 第7条2項に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様をはじめ、お取引先、関係各位に多大なご迷惑と心配をおかけしておりますことを、深く詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後さらに一層法令順守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札に関し、他社と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、当該行為に係る合意が消滅していることを確認すること、今後、自主的に受注活動を行うこと、その旨の周知徹底をすること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	2億4,526万円
納付すべき期限	平成30年10月29日

当社は、成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札に関し、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の30%の減額が認められております。

3. 業績に与える影響

上記課徴金納付額につきましては、平成29年3月期決算において独占禁止法関連損失引当金に計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以 上